

1. 事業者の取組を支援するための具体的指針

基本方針及び個人情報保護法第8条に基づき、経済産業省所管の事業者等が個人情報の適正な取扱いを確保するために行う取組を支援するための具体的指針として策定。

2. 具体的な事例を掲載

個人情報保護法に関する対応を行うに際して具体的なイメージが持てるよう、参考事例を掲載。事例については、法のルールに適合している例と違反している例の双方について記述し、事業者が具体的にどのような対応を行えば良いのか分かるような工夫を行った。

3. 従業員の個人情報の取扱いについて

経済産業省所管の事業者等が、個人情報保護法に関する対応について全て理解できるようにするため、従業員の個人情報に関する部分も記述。従業員の個人情報の取扱いの部分については、厚生労働大臣と経済産業大臣の共同で作成を行った。

4. 行政の透明性の確保

「勧告」「命令」及び「緊急命令」については、個人情報取扱事業者が、本ガイドラインで、「しなければならない」と明記したものについて、必要な措置を講じたか否かを基に判断して行うこととし、行政の透明性の確保を図った。